

本号で公布された条例のあらまし

◇ 特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例（条例第46号）

- 1 外国人登録法の廃止及び住民基本台帳法の改正により外国人住民が住民基本台帳法の適用対象とされたことに伴い、不要となる特定非営利活動法人の設立認証申請書の添付書類に関する規定の整理を行いました。
- 2 この条例は、公布の日から施行します。



特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成24年7月9日

長野県知事 阿部 守一

長野県条例第46号

特定非営利活動促進法施行条例の一部を改正する条例

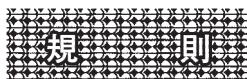
特定非営利活動促進法施行条例（平成10年長野県条例第30号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号を削り、同項第3号中「前2号」を「前号」に改め、同号を同項第2号とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

県民協働・NPO課



特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成24年7月9日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第31号

特定非営利活動促進法施行条例施行規則の一部を改正する規則

特定非営利活動促進法施行条例施行規則（平成10年長野県規則第36号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第2条第2項第3号」を「第2条第2項第2号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

県民協働・NPO課

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成24年7月9日

長野県知事 阿部 守一

長野県規則第32号

特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則

特殊勤務手当に関する規則（昭和44年長野県規則第9号）の一部を次のように改正する。

附則第2項第1号中「同法第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定による警戒区域に設定することとされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該区域と同一の」を「帰還困難区域に設定することとされた」に改め、同項第2号中「居住者等が避難のための立退き若しくは計画的な立退きを行うこととされた区域又は当該本部長指示があるまでの間における当該本部長指示により避難のための計画的な立退きを行うこととされた区域と同一の」を「居住制限区域に設定することとされた」に改める。

附則第3項第1号を削り、同項第2号中「もの（前号に掲げるものを除く。）1万円」を「もの 6,600円」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号中「2,000円」を「1,330円」に改め、同号を同項第2号とし、同項第4号中「5,000円」を「3,300円」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号中「1,000円」を「660円」に改め、同号を同項第4号とする。

附則第5項中「、第2号又は第4号」を「又は第3号」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

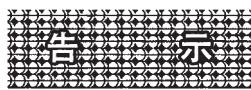
2 当分の間、一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号）附則第9項の規定による特殊現場作業手当の支給対象となる作業は、この規則による改正後の特殊勤務手当に関する規則（以下「改正後の規則」という。）附則第2項各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 改正後の規則附則第2項第1号の本部長指示（以下この項において「本部長指示」という。）により、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第2項の規定により読み替えて適用される災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第63条第1項の規定による警戒区域に設定することとされた区域において行う作業（改正後の規則附則第2項各号に掲げるもの及び本部長指示により避難指示解除準備区域に設定することとされた区域において行うものを除く。）

(2) 本部長指示により、居住者等が避難のための立退き又は避難のための計画的な立退きを行うこととされた区域において行う作業（改正後の規則附則第2項各号及び前号に掲げるもの並びに本部長指示により避難指示解除準備区域に設定することとさ

れた区域において行うものを除く。)	現場作業手当)を支給する。
3 前項に定める作業に従事した職員に支給する特殊現場作業手当の額は、次の各号に掲げる区分に従い、作業1日につき、当該各号に定める額とする。	5 附則第3項第1号又は第3号の作業に従事した時間が1日につき4時間に満たない場合におけるその日の当該作業に係る特殊現場作業手当の額は、前2項の規定により受けるべき額に100分の60を乗じて得た額とする。
(1) 前項第1号の作業のうち屋外において行うもの 6,600円	6 第4項の規定の適用がある場合であって、改正後の規則附則第3項第1号又は第3号の作業に従事したものとして特殊現場作業手当を支給する場合の改正後の規則附則第5項の規定の適用については、同項中「前2項」とあるのは、「附則第3項及び特殊勤務手当に関する規則の一部を改正する規則(平成24年長野県規則第32号)附則第4項」とする。
(2) 前項第1号の作業のうち屋内において行うもの 1,330円	
(3) 前項第2号の作業のうち屋外において行うもの 5,000円	
(4) 前項第2号の作業のうち屋内において行うもの 1,000円	
4 職員が、同一の日に前項各号の区分を異にする2以上の作業に従事したとき、又は改正後の規則附則第3項各号の区分を異にする1以上の作業に従事し、かつ、前項各号の区分を異にする1以上の作業に従事したときは、いずれか一の作業に従事したものとして当該作業に対する最も高い額の特殊現場作業手当(その額が同額の場合にあっては、当該作業のいずれか一の作業に係る特殊	

人事課



長野県告示第510号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第54条の2第1項(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされる場合を含む。)の規定により、介護機関を次のとおり指定しました。

平成24年7月9日

長野県知事 阿部守一

1 居宅介護事業者

事業の種類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日
訪問介護	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンター中野若宮	長野県中野市新井356番5	平成24年6月1日
	社会福祉法人敬老園	長野県上田市常磐城2256番地1	とよしな敬老園ヘルパーステーション	長野県安曇野市豊科4755番地3	平成24年5月1日
	特定非営利活動法人コンピタ・キュリア	長野県安曇野市堀金烏川2074番地1	ヘルパーステーションまがりっと	長野県安曇野市堀金烏川2074番地1	平成24年5月1日
訪問入浴介護	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンター飯田	長野県飯田市大瀬木298-1	平成24年5月1日
	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	ニチイケアセンター中野若宮	長野県中野市新井356番5	平成24年6月1日
訪問リハビリテーション	東御市	長野県東御市281-2	東御市立みまき温泉診療所	長野県東御市布下6番地1	平成23年12月1日
居宅療養管理指導	クオール株式会社	東京都港区虎ノ門四丁目3番1号 城山トラストタワー37階	クオール松本南薬局	長野県松本市野溝西1丁目9番35-8号	平成24年3月1日
	東御市	長野県東御市281-2	東御市立みまき温泉診療所	長野県東御市布下6番地1	平成23年12月1日
通所介護	株式会社 グラン ドライフ	長野県北安曇郡松川村5066番地164	宅老所 安曇野のまる庵	長野県北安曇郡松川村5066番地164	平成24年4月1日
	株式会社春光	長野県松本市大字島立3129番地	宅老所ワルツ	長野県松本市大字島立3129番地	平成24年4月1日
	有限会社 ほほ笑み介護支援センター	長野県上田市福田50-3	ほほ笑みホーム福田	長野県上田市福田50-3	平成24年5月1日